



平成15年  
4月15日号

No.1126

●毎月5・15・25日発行

# 広報 かもがわ

●編集発行・鴨川市役所秘書課  
広報広聴係  
●電話・0470(93)7827  
●FAX・0470(93)7850  
●鴨川市横渚1450  
●郵便番号・296-8601

## 家庭用小型合併処理浄化槽の 設置に補助金

川や海の汚れの主な原因は、皆さんの家庭から出される“生活雑排水”です。このため、市では河川の汚れを防止しようと、し尿と台所や風呂場などからの汚水を併せて処理する「家庭用小型合併処理浄化槽」を設置した場合、その費用の一部を補助しています。合併処理浄化槽は、し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べると排水が4～5倍程きれいになります。

補助する浄化槽の大きさや補助金の限度額は下記のとおりです。

▷5人槽= 354,000円 ▷7人槽= 411,000円  
▷10人槽= 519,000円

## 単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽へ

買い換えにも  
補助金

また、現在使用している単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ買い換える場合にも、下記のとおり費用の一部を補助します（家の建て替えや新築の場合を除く）。補助する浄化槽の大きさや補助金の限度額は下記のとおりです。

▷5人槽= 534,000円 ▷7人槽= 591,000円  
▷10人槽= 699,000円

※申し込みや問い合わせは、市環境課（☎0470-8338）へ。なお、設置後の申し込みは補助対象になりません

# 広がる棚田のオーナー制度

## 『棚田農業特区』で市内全域へ



棚田のオーナーにはたくさんの都市住民が

市内の農地の約四〇％は、大山千枚田をはじめとする山あい傾斜地の棚田です。棚田は、近ごろでは、美しい景観や水を蓄え土砂の流出を防止するなどの役割が見直されつつある一方、農家の高齢化や効率化を求める農業などにより、年々、その姿を消しつつあります。棚田を保全していくためには大山千枚田で行われている都市住民などによるオーナー制度を市内に広げていくことが、今のところ有効な手段です。しかし、農地の貸し借りは、農家と都市住民の間で自由にできない

## 地域や山あいの農業を元気に

棚田で米づくりをしませんか。この呼びかけに、首都圏などから年間百組を超える棚田のオーナー（借り手）が「大山千枚田」を訪れ、地元農家と農業体験を通じた交流を続けています。このオーナー制度が、国の進める“構造改革特区制度”の導入によって市内全域の棚田でできるようにになります。市内の農地の約四〇％は棚田。地域や山あいの農業活性化にも期待が寄せられています。今年度は新たにオーナーを受け入れようという農家の組織づくりがスタートしました。

ため、大山千枚田に限定しているというのが実情です。また、棚田のオーナーの中には「本格的に農業へ就きたい」という希望を持っている人もいますが、これにも、五十坪以上の農地を耕作していないと農地を借りたり取得したりできないという規制があります。

「棚田農業特区構想」は、棚田のオーナー制度を市内全域に広げるとともに、サラリーマンなど農家でなくとも農地が借りられるよう規制緩和を国に求めるもので、都市と農村の交流の活性化をはじめ地域や山間農業の活性化が期待されます。市では現在、国に対し、オーナー制度について、規制緩和の実現に向けた計画を申請中。また、サラリーマンなどへの農地の貸し借



中山間地域等活性化協議会

りについては実施できるよう提案しているところです。進む受け入れ組織づくり

棚田のオーナーに米づくりを教えたり、日ごろ棚田の管理などを行っていただくためには、地元の受け入れ体制が重要な役割を担います。棚田での農業を存続させていくこと、棚田が多く点在する地域の農家の皆さんが集まり三月二十四日に「中山間地域等活性化協議

## 「特区」で地域の活性化

国では規制緩和により経済活性化を図るため、「構造改革特区制度」を推進しています。「特区」とは、地域の特性に応じて規制の特例が認められた地域のこと。

特区の中では、さまざまな規制が緩和されるので、地域産業を活性化できるといわれています。特区となるためには、民間や市などが自主的に、地

また、県でも安房地域を対象とした「安房自然学校特区構想」を提案しています。この構想は、農業などを中心とした地域の活性化に向けて、市の棚田特区構想との相乗効果が図られるよう、進められています。

## 飼い方のマナーを守って

### 後始末は飼い主の責任です

犬のフン

「何で飼い主でない私が犬のフンを片付けなければならぬの」「砂場にフンが落ちていて安心して子どもを遊ばせられない」「飼い主がきちんとフンを片づけられないなんて、飼う資格なし」。これらは市環境課や保健所に寄せられた「犬のフン」の放置に対する苦情のほんの一部です。公園や道路沿いなどを歩いていると、事実、あちらこちらにフンが放置され、とても残念な気持ちになります。

飼い主の皆さん、犬は決まった場所で排便するようにしつづけて、フンを袋などに入れて持ち帰ったりするなどの、後始末は飼い主が責任を持ってください。また、綱や鎖でつながずに、放しながら散歩させるのは違法です。すぐにやめましょう。「うちの犬はおとなしいから大丈夫。ちゃんとすることから」と思っているのは、飼い主の

「犬のフン」を片付けなければならぬの「砂場にフンが落ちていて安心して子どもを遊ばせられない」「飼い主がきちんとフンを片づけられないなんて、飼う資格なし」。これらは市環境課や保健所に寄せられた「犬のフン」の放置に対する苦情のほんの一部です。公園や道路沿いなどを歩いていると、事実、あちらこちらにフンが放置され、とても残念な気持ちになります。

「犬のフン」を片付けなければならぬの「砂場にフンが落ちていて安心して子どもを遊ばせられない」「飼い主がきちんとフンを片づけられないなんて、飼う資格なし」。これらは市環境課や保健所に寄せられた「犬のフン」の放置に対する苦情のほんの一部です。公園や道路沿いなどを歩いていると、事実、あちらこちらにフンが放置され、とても残念な気持ちになります。

## 「ふるさといきいきSeaFesta'03 in 鴨川」

＜5月31日(土)・6月1日(日)＞  
＜前原海岸・潮さい公園＞

夏を呼ぶ海の祭典「ふるさといきいきSea Festa '03 in 鴨川」が5月31日(土)・前夜祭と6月1日(日)の2日間、前原海岸の潮さい公園などを舞台に開催されます。

### 《出店希望者の募集》

趣向を凝らしたユニークなお店など、6月1日、会場に出店を希望される方は、鴨川農協本店へ直接おいください。申込書があります。先着50店舗になり次第締め切ります。道路使用許可が必要となりますので印鑑と整理料2,000円を持参。なお、食品販売に伴う検便検査はお早めに。 ※詳しくは市商工観光課（☎0470-7837）へ